

1 諮問第 1 号関係

## 2 議案第2号関係

### 3 議案第3号関係

おいらせ町個人情報保護法施行条例の制定について

(1) おいらせ町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例 新旧対照表  
(抜粋)

改正案	現 行
<p>(秘密保持義務)</p> <p>第14条 指定管理者又はその管理する施設の業務に従事している者（以下この条において「従事者」という。）は、<u>個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定</u>を遵守し、個人情報適切に保護されるよう配慮するとともに、当該施設の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用し、若しくは不当な目的に利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても、同様とする。</p>	<p>(秘密保持義務)</p> <p>第14条 指定管理者又はその管理する施設の業務に従事している者（以下この条において「従事者」という。）は、<u>おいらせ町個人情報保護条例（平成18年おいらせ町条例第9号）第4条の事業者の責務</u>を遵守し、個人情報適切に保護されるよう配慮するとともに、当該施設の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用し、若しくは不当な目的に利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても、同様とする。</p>

(2) おいらせ町執行機関の附属機関の設置等に関する条例 新旧対照表 (抜粋)

改正案							現 行						
別表第1 (第3条関係) 町長の附属機関							別表第1 (第3条関係) 町長の附属機関						
附属機関	所掌事項	委員の定数	委員の構成	委員の任期	会長等の選任方法	庶務担当課	附属機関	所掌事項	委員の定数	委員の構成	委員の任期	会長等の選任方法	庶務担当課
おいらせ町情報公開・個人情報保護審査会	(1) おいらせ町情報公開例(平成18年おいらせ町条例第8号)第17条第1項及び <u>個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号)第105条第3項において準用する同条第1項</u> の規定による審査をすること。 (2)～(5)略	5人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 行政不服審査法に属する事項に関し公正な判断ができ、かつ法律又は行政に関してすぐれた見識を有する者	2年	(1) 会長委員の互選 (2) 会長職務代理者会長の指名	総務課	おいらせ町情報公開・個人情報保護審査会	(1) おいらせ町情報公開例(平成18年おいらせ町条例第8号)第17条第1項及び <u>おいらせ町個人情報保護条例(平成18年おいらせ町条例第9号)第27条第1項</u> の規定による審査をすること。 (2)～(5)略	5人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 行政不服審査法に属する事項に関し公正な判断ができ、かつ法律又は行政に関してすぐれた見識を有する者	2年	(1) 会長委員の互選 (2) 会長職務代理者会長の指名	総務課

#### 4 議案第4号関係

##### おいらせ町国民健康保険条例 新旧対照表 (抜粋)

改正案	現 行
<p>(出産育児一時金)</p> <p>第6条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として <u>48万8千円</u> を支給する。ただし、町長が健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに3万円を上限として加算するものとする。</p> <p>2 略</p>	<p>(出産育児一時金)</p> <p>第6条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として <u>40万8千円</u> を支給する。ただし、町長が健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに3万円を上限として加算するものとする。</p> <p>2 略</p>

5 議案第5号関係

おいらせ町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例 新旧対照表（抜粋）

改正案	現 行
<p>第4条 略</p> <p>2 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる特定教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めるものとする。ただし、<b>法第19条</b>第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分にあつては、満1歳に満たない小学校就学前子ども及び満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。</p> <p>(1) 認定こども園 <b>法第19条</b>各号に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>(2) 幼稚園 <b>法第19条</b>第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>(3) 保育所 <b>法第19条</b>第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分及び<b>同条第3号</b>に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>(正当な理由のない提供拒否の禁止等)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る<b>法第19条</b>第1号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもが、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。</p>	<p>第4条 略</p> <p>2 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる特定教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めるものとする。ただし、<b>法第19条第1項</b>第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分にあつては、満1歳に満たない小学校就学前子ども及び満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。</p> <p>(1) 認定こども園 <b>法第19条第1項</b>各号に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>(2) 幼稚園 <b>法第19条第1項</b>第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>(3) 保育所 <b>法第19条第1項</b>第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分及び<b>同項第3号</b>に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>(正当な理由のない提供拒否の禁止等)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る<b>法第19条第1項</b>第1号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもが、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。</p>

改正案	現 行
<p>3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る<b>法第19条</b>第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<b>同条第2号</b>又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもが、当該特定教育・保育施設の<b>同条第2号</b>又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。</p>	<p>3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る<b>法第19条第1項</b>第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<b>同項第2号</b>又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもが、当該特定教育・保育施設の<b>同項第2号</b>又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。</p>
<p>4・5 略</p>	<p>4・5 略</p>
<p>（あっせん、調整及び要請に対する協力）</p>	<p>（あっせん、調整及び要請に対する協力）</p>
<p>第7条 略</p>	<p>第7条 略</p>
<p>2 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、<b>法第19条</b>第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項（同法第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。</p>	<p>2 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、<b>法第19条第1項</b>第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項（同法第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。</p>
<p>（受給資格等の確認）</p>	<p>（受給資格等の確認）</p>
<p>第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、必要に応じて、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証（教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあつては、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第7条第2項に規定する通知）によって、教育・保育給付</p>	<p>第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、必要に応じて、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証（教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあつては、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第7条第2項に規定する通知）によって、教育・保育給付</p>

改正案	現 行
<p>認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する<b>法第19条</b>各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間、保育必要量（法第20条第3項に規定する保育必要量をいう。）等確かめるものとする。</p>	<p>認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する<b>法第19条第1項</b>各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間、保育必要量（法第20条第3項に規定する保育必要量をいう。）等確かめるものとする。</p>
<p>（利用者負担額等の受領）</p>	<p>（利用者負担額等の受領）</p>
<p>第13条 略</p>	<p>第13条 略</p>
<p>2・3 略</p>	<p>2・3 略</p>
<p>4 略</p>	<p>4 略</p>
<p>(1)・(2) 略</p>	<p>(1)・(2) 略</p>
<p>(3) 略</p>	<p>(3) 略</p>
<p>ア 略</p>	<p>ア 略</p>
<p>(ア) <b>法第19条</b>第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 77, 101円</p>	<p>(ア) <b>法第19条第1項</b>第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 77, 101円</p>
<p>(イ) <b>法第19条</b>第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ（イ）において同じ。） 57, 700円（令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、77, 101円）</p>	<p>(イ) <b>法第19条第1項</b>第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ（イ）において同じ。） 57, 700円（令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、77, 101円）</p>
<p>イ 略</p>	<p>イ 略</p>
<p>(ア) <b>法第19条</b>第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者</p>	<p>(ア) <b>法第19条第1項</b>第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者</p>
<p>(イ) <b>法第19条</b>第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども負担額算定基</p>	<p>(イ) <b>法第19条第1項</b>第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども負担額</p>

改正案	現 行
<p>準子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者</p> <p>ウ 略</p> <p>(4)・(5) 略</p> <p>5・6 略</p> <p>(運営規程)</p> <p>第20条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（第23条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 特定教育・保育の提供を行う日（<b>法第19条</b>第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあっては、学期を含む。以下この号において同じ。）及び時間並びに特定教育・保育の提供を行わない日</p> <p>(5)～(11) 略</p> <p><b>第26条 削除</b></p> <p>(特別利用保育の基準)</p> <p>第35条 特定教育・保育施設（保育所に限る。以下この条において同じ。）が<b>法第19条</b>第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特</p>	<p>算定基準子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者</p> <p>ウ 略</p> <p>(4)・(5) 略</p> <p>5・6 略</p> <p>(運営規程)</p> <p>第20条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（第23条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 特定教育・保育の提供を行う日（<b>法第19条第1項</b>第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあっては、学期を含む。以下この号において同じ。）及び時間並びに特定教育・保育の提供を行わない日</p> <p>(5)～(11) 略</p> <p><u>(懲戒に係る権限の濫用禁止)</u></p> <p><b>第26条 特定教育・保育施設（幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。以下この条において同じ。）の長たる特定教育・保育施設の管理者は、教育・保育給付認定子どもに対し児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関しその教育・保育給付認定子どもの福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。</b></p> <p>(特別利用保育の基準)</p> <p>第35条 特定教育・保育施設（保育所に限る。以下この条において同じ。）が<b>法第19条第1項</b>第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに</p>

改正案	現 行
<p>別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る<b>法第19条</b>第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<b>同条第2号</b>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた<b>法第19条</b>第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。</p> <p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前款（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、<b>「同号又は同条第2号</b>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「<b>同号又は同条第2号</b>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける</p>	<p>対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る<b>法第19条第1項</b>第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<b>同項第2号</b>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた<b>法第19条第1項</b>第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。</p> <p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前款（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、<b>「同号又は同項第2号</b>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「<b>同号又は同項第2号</b>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける</p>



改正案	現行
<p>も」と、「<b>法第19条</b>第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」とあるのは「<b>法第19条</b>第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を含む。)」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を除く。)」とする。</p> <p>第37条 略</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所(以下「特定地域型保育事業所」という。)ごとに、<b>法第19条</b>第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員(事業所内保育事業を行う事業所にあつては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第42条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども(当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等(児童福祉法第6条の3第12項第1号ハに規定する共済組合等をいう。)に係るものにあつては共済組合等の構成員(同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。)の監護する小学校就学前子どもとする。)及びその他の小学校就学前子どもごとに定める</p>	<p>定子ども」と、「<b>法第19条第1項</b>第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」とあるのは「<b>法第19条第1項</b>第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を含む。)」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を除く。)」とする。</p> <p>第37条 略</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所(以下「特定地域型保育事業所」という。)ごとに、<b>法第19条第1項</b>第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員(事業所内保育事業を行う事業所にあつては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第42条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども(当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等(児童福祉法第6条の3第12項第1号ハに規定する共済組合等をいう。)に係るものにあつては共済組合等の構成員(同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。)の監護する小学校就学前子どもとする。)及びその他の小学校就学前子どもごとに定</p>

改正案	現行
<p><b>法第19条</b>第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。)を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。</p> <p>(正当な理由のない提供拒否の禁止等)</p> <p>第39条 略</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る<b>法第19条</b>第3号に掲げる小学校就学前子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。)の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。</p> <p>3・4 略</p> <p>(特別利用地域型保育の基準)</p> <p>第51条 特定地域型保育事業者が<b>法第19条</b>第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る<b>法第19条</b>第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満</p>	<p>める<b>法第19条第1項</b>第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。)を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。</p> <p>(正当な理由のない提供拒否の禁止等)</p> <p>第39条 略</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る<b>法第19条第1項</b>第3号に掲げる小学校就学前子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。)の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。</p> <p>3・4 略</p> <p>(特別利用地域型保育の基準)</p> <p>第51条 特定地域型保育事業者が<b>法第19条第1項</b>第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る<b>法第19条第1項</b>第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用して</p>

改正案	現行
<p>3歳未満保育認定子ども（次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる<b>法第19条</b>第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。</p> <p>3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、この節（第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。次条第3項において同じ。）の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る<b>法第19条</b>第3号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る<b>法第19条</b>第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。）」とあるのは「<b>法第19条</b>第1号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる<b>法第19条</b>第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」と、「法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子</p>	<p>いる満3歳未満保育認定子ども（次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる<b>法第19条第1項</b>第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。</p> <p>3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、この節（第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。次条第3項において同じ。）の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る<b>法第19条第1項</b>第3号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る<b>法第19条第1項</b>第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。）」とあるのは「<b>法第19条第1項</b>第1号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる<b>法第19条第1項</b>第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」と、「法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認め</p>

改正案	現 行
<p>どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる<b>法第19条</b>第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「<b>法第29条</b>第3項第1号に掲げる額」とあるのは「<b>法第30条</b>第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前4項」とあるのは「前3項」とする。</p> <p>（特定利用地域型保育の基準）</p> <p>第52条 特定地域型保育事業者が<b>法第19条</b>第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、<b>法第46条</b>第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る<b>法第19条</b>第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している<b>同条第3号</b>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（前条第</p>	<p>られる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる<b>法第19条第1項</b>第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「<b>法第29条</b>第3項第1号に掲げる額」とあるのは「<b>法第30条</b>第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前4項」とあるのは「前3項」とする。</p> <p>（特定利用地域型保育の基準）</p> <p>第52条 特定地域型保育事業者が<b>法第19条第1項</b>第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、<b>法第46条</b>第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る<b>法第19条第1項</b>第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している<b>同項第3号</b>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（前</p>

改正案	現 行
<p>1 項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特別利用地域型保育の対象となる<b>法第19条</b>第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。</p> <p>3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この節の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる<b>法第19条</b>第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども（令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。）に係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。</p>	<p>条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特別利用地域型保育の対象となる<b>法第19条第1項</b>第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。</p> <p>3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この節の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる<b>法第19条第1項</b>第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども（令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。）に係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。</p>

6 議案第6号関係

おいらせ町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 新旧対照表  
(抜粋)

改正案	現 行
<p>第7条 略</p> <p><u>(安全計画の策定等)</u></p> <p><u>第7条の2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</u></p> <p><u>3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。</u></p> <p><u>4 家庭的保育事業者等は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。</u></p> <p>（他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準）</p> <p>第10条 家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、<u>その行う保育に支障がない場合に限り</u>、必要に応じ当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができ</p>	<p>第7条 略</p> <p>（他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準）</p> <p>第10条 家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、必要に応じ当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。<u>ただし、保育室及び各事業所に特有の</u></p>

改正案	現 行
<p>る。</p> <p><u>第13条 削除</u></p> <p>(衛生管理等)</p> <p>第14条 略</p> <p>2 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、<u>職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する</u>よう努めなければならない。</p> <p>3～5 略</p>	<p><u>設備並びに利用乳幼児の保育に直接従事する職員については、この限りでない。</u></p> <p><u>(懲戒に係る権限の濫用禁止)</u></p> <p><u>第13条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し法第47条第3項の規定により懲戒に関しその利用乳幼児の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。</u></p> <p>(衛生管理等)</p> <p>第14条 略</p> <p>2 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように<u>必要な措置を講ずる</u>よう努めなければならない。</p> <p>3～5 略</p>

7 議案第7号関係

おいらせ町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 新旧  
対照表（抜粋）

改正案	現 行
<p>第6条 略</p> <p><u>(安全計画の策定等)</u></p> <p><u>第6条の2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</u></p> <p><u>3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。</u></p> <p><u>4 放課後児童健全育成事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。</u></p>	<p>第6条 略</p>
<p>第12条 略</p> <p><u>(業務継続計画の策定等)</u></p> <p><u>第12条の2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開</u></p>	<p>第12条 略</p>

改正案	現 行
<p><u>を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</u></p> <p><u>2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。</u></p> <p><u>3 放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。</u></p> <p>(衛生管理等)</p> <p>第13条 略</p> <p>2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、<u>職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的</u><u>に実施する</u>よう努めなければならない。</p> <p>3 略</p>	<p>(衛生管理等)</p> <p>第13条 略</p> <p>2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように<u>必要</u><u>な措置を講ずる</u>よう努めなければならない。</p> <p>3 略</p>

8 議案第8号関係

おいらせ町民プール条例 新旧対照表 (抜粋)

改正案	現 行
<p><u>(使用料)</u></p> <p><u>第4条 町民プールの使用料(以下「使用料」という。)は、別表に定めるとおりとする。</u></p> <p><u>2 利用者は、使用料を前納しなければならない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</u></p> <p><u>3 既納の使用料は、還付しない。ただし、教育委員会は、利用者の責めによらない理由により町民プールを利用できなくなったとき、その他教育委員会が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。</u></p> <p><u>(使用料の減免)</u></p> <p><u>第5条 教育委員会は、公益上必要があると認められるとき、その他特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。</u></p> <p>第<u>6</u>条 略</p> <p>第<u>7</u>条 略</p> <p>第<u>8</u>条 略</p> <p>第<u>9</u>条 略</p> <p>第<u>10</u>条 略</p> <p>第<u>11</u>条 略</p> <p>第<u>12</u>条 略</p> <p>第<u>13</u>条 略</p> <p>第<u>14</u>条 略</p>	<p><u>(使用料)</u></p> <p><u>第4条 町民プールの使用料は、無料とする。</u></p> <p>第<u>5</u>条 略</p> <p>第<u>6</u>条 略</p> <p>第<u>7</u>条 略</p> <p>第<u>8</u>条 略</p> <p>第<u>9</u>条 略</p> <p>第<u>10</u>条 略</p> <p>第<u>11</u>条 略</p> <p>第<u>12</u>条 略</p> <p>第<u>13</u>条 略</p>

改正案	現行						
<p>第<u>15</u>条 略</p> <p><u>別表（第4条関係）</u></p> <p><u>おいらせ町民プール使用料</u></p> <table border="1" data-bbox="204 495 745 667"> <thead> <tr> <th data-bbox="204 495 379 555"><u>料金区分</u></th> <th data-bbox="381 495 745 555"><u>使用料</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="204 557 379 611"><u>高校生</u></td> <td data-bbox="381 557 745 611"><u>100円</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="204 613 379 667"><u>一般</u></td> <td data-bbox="381 613 745 667"><u>200円</u></td> </tr> </tbody> </table> <p><u>備考</u></p> <p><u>1 中学生以下は無料とする。</u></p> <p><u>2 この別表に記載のない事項については、事前に協議するものとする。</u></p>	<u>料金区分</u>	<u>使用料</u>	<u>高校生</u>	<u>100円</u>	<u>一般</u>	<u>200円</u>	<p>第<u>14</u>条 略</p>
<u>料金区分</u>	<u>使用料</u>						
<u>高校生</u>	<u>100円</u>						
<u>一般</u>	<u>200円</u>						

9 議案第10号関係

ロータリ除雪車（1.3m級、草刈装置付）購入契約の締結について

## 入 札 一 覧 表

開 札 執 行 日	令和 5年 2月20日		
入 札 執 行 者	財政管財課長 岡本 啓一	入札立会者	会計管理者 佐々木 拓仁
番 号 ・ 件 名	物 品 第 52 号 ロータリ除雪車（1.3m級、草刈装置付）購入		
納 品 場 所	おいらせ町 中下田 地内		
入札書比較価格 (予定価格の税抜)	<b>金 33,177,000 円</b>		
予定価格(税込)	<b>金 36,494,700 円</b>		
入 札 者 氏 名	入 札 結 果	備 考	
	順位	金 額	
株式会社 レンタルのニッケン 八戸営業所		辞退	
青森三菱ふそう自動車販売 株式会社 八戸営業所		辞退	
有限会社 尾崎自動車商会	1	32,500,000	落札
株式会社 青工 十和田支店	2	32,980,000	
大和リース 株式会社 青森営業所		辞退	
株式会社 カナモト 八戸営業所		失格 (入札書未提出)	
株式会社 日商	3	33,000,000	
有限会社 照井自動車	4	33,120,000	

落札額 32,500,000円（税抜）      契約額 35,750,000円（税込）

※ 入札書比較価格及び入札金額には消費税額が含まれていない。

10 議案第11号関係  
町道の路線廃止 路線図

路線番号	3-562	路線名	北下田地区9号支線	延長	343.0m	幅員	4.2m
起点	おいらせ町 北下田134番地2 地先		終点	おいらせ町 浜道214番地 地先		重要な 経過地	
区分	路線廃止						

路線番号	3-716	路線名	下境2号線	延長	67.0m	幅員	3.4m
起点	おいらせ町 下境49番地1 地先		終点	おいらせ町 下境49番地1 地先		重要な 経過地	
区分	路線廃止						

1 1 議案第 1 2 号関係  
町道の路線認定 路線図

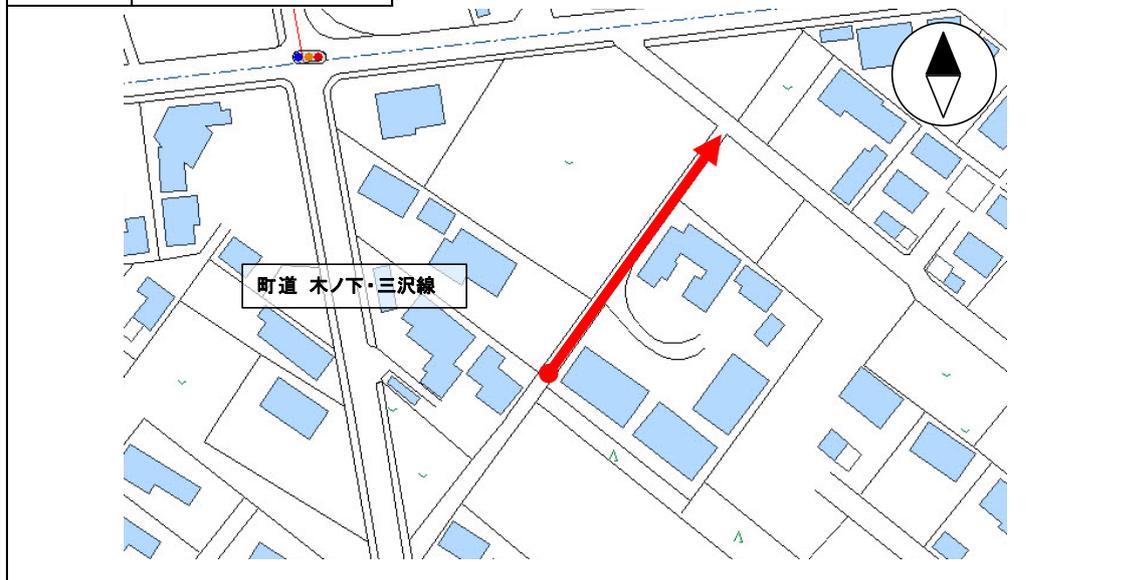
路線番号	3-961	路線名	鶉久保4号線	延長	68.9m	幅員	6.2m
起点	おいらせ町 鶉久保82番地48 地先		終点	おいらせ町 鶉久保82番地12 地先		重要な 経過地	
区分	路線認定						

路線番号	3-962	路線名	緑ヶ丘24号線	延長	158.3m	幅員	5.7m
起点	おいらせ町 緑ヶ丘四丁目50番地1882 地先		終点	おいらせ町 緑ヶ丘四丁目50番地1885 地先		重要な 経過地	
区分	路線認定						

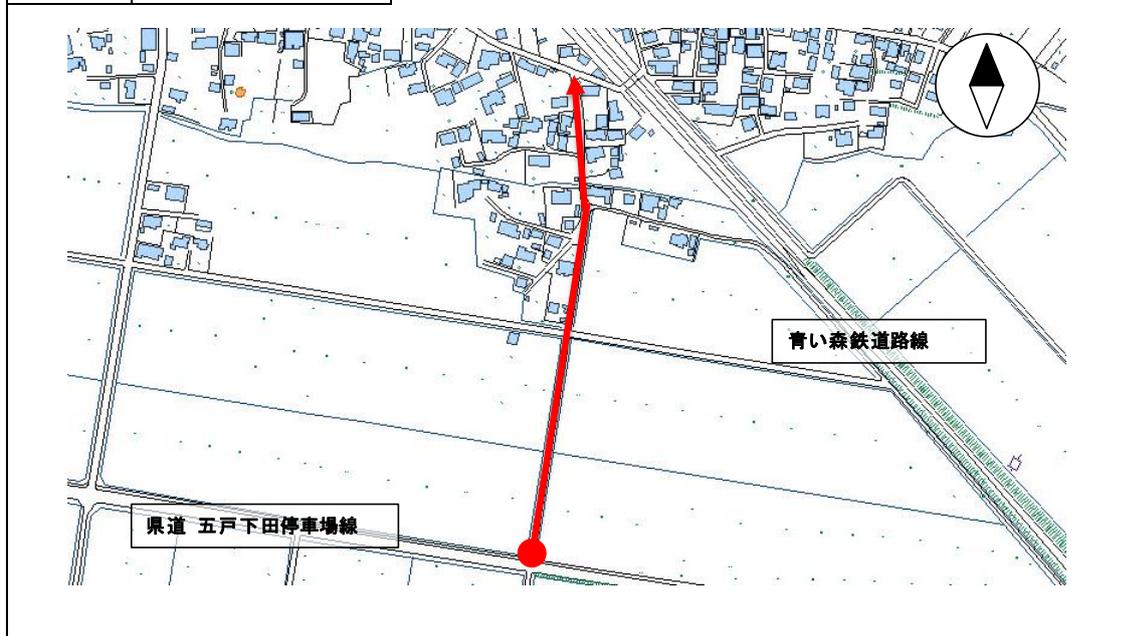
路線番号	3-963	路線名	青葉17号線	延長	185.1m	幅員	3.9m
起点	おいらせ町 青葉九丁目140番地1420 地先		終点	おいらせ町 青葉九丁目140番地120 地先		重要な 経過地	
区分	路線認定						



路線番号	3-964	路線名	青葉18号線	延長	73.7m	幅員	2.9m
起点	おいらせ町 青葉一丁目50番地849 地先		終点	おいらせ町 青葉一丁目50番地88 地先		重要な 経過地	
区分	路線認定						



路線 番号	3-965	路線名	三本木7号線		延長	438.4m	幅員	5.1m
起点	おいらせ町 西下谷地308番地1 地先		終点	おいらせ町 西下谷地64番地2 地先		重要な 経過地		
区分	路 線 認 定							



1 2 議案第 1 3 号関係

青森県市町村総合事務組合規約 新旧対照表 (抜粋)

変 更 案	現 行
<p>別表第一 (第二条関係)</p> <p>青森市、<del>弘前市、八戸市</del>、黒石市、五所川原市、十和田市、三沢市、むつ市、つがる市、平川市、平内町、今別町、外ヶ浜町、蓬田村、鱒ヶ沢町、深浦町、西目屋村、藤崎町、大鰐町、田舎館村、板柳町、鶴田町、中泊町、野辺地町、七戸町、六戸町、横浜町、東北町、おいらせ町、六ヶ所村、大間町、東通村、風間浦村、佐井村、三戸町、五戸町、田子町、南部町、階上町、新郷村、中部上北広域事業組合、弘前地区環境整備事務組合、黒石地区清掃施設組合、西北五環境整備事務組合、三戸地区環境整備事務組合、西海岸衛生処理組合、西北五広域福祉事務組合、上北地方教育・福祉事務組合、五所川原地区消防事務組合、弘前地区消防事務組合、一部事務組合下北医療センター、八戸地域広域市町村圏事務組合、下北地域広域行政事務組合、鱒ヶ沢地区消防事務組合、十和田地域広域事務組合、津軽広域水道企業団、田子高原広域事務組合、久吉ダム水道企業団、八戸圏域水道企業団、青森地域広域事務組合、北部上北広域事務組合、津軽広域連合、つがる西北五広域連合、青森県後期高齢者医療広域連合</p>	<p>別表第一 (第二条関係)</p> <p>青森市、<del>弘前市</del>、黒石市、五所川原市、十和田市、三沢市、むつ市、つがる市、平川市、平内町、今別町、外ヶ浜町、蓬田村、鱒ヶ沢町、深浦町、西目屋村、藤崎町、大鰐町、田舎館村、板柳町、鶴田町、中泊町、野辺地町、七戸町、六戸町、横浜町、東北町、おいらせ町、六ヶ所村、大間町、東通村、風間浦村、佐井村、三戸町、五戸町、田子町、南部町、階上町、新郷村、中部上北広域事業組合、弘前地区環境整備事務組合、黒石地区清掃施設組合、西北五環境整備事務組合、三戸地区環境整備事務組合、西海岸衛生処理組合、西北五広域福祉事務組合、上北地方教育・福祉事務組合、五所川原地区消防事務組合、弘前地区消防事務組合、一部事務組合下北医療センター、八戸地域広域市町村圏事務組合、下北地域広域行政事務組合、鱒ヶ沢地区消防事務組合、十和田地域広域事務組合、津軽広域水道企業団、田子高原広域事務組合、久吉ダム水道企業団、八戸圏域水道企業団、青森地域広域事務組合、北部上北広域事務組合、津軽広域連合、つがる西北五広域連合、青森県後期高齢者医療広域連合</p>

変 更 案		現 行	
別表第二（第三条関係）		別表第二（第三条関係）	
共同処理する事務	組合市町村等	共同処理する事務	組合市町村等
略	略	略	略
十 市町村税等の滞納整理に関する次の事務 イ 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第一条第一項第十四号に規定する地方団体の徴収金並びに国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第七十六条に規定する保険料及び第七十九条第三項に規定する延滞金につき、督促状で指定する期限内に納付又は納入しない者に対する滞納処分の実施に関する事務 ロ イの滞納処分に係る徴収金の当該市町村への還付に関する事務 ハ その他納税の普及徹底等に関する事務	青森市、弘前市、八戸市、黒石市、五所川原市、十和田市、三沢市、むつ市、つがる市、平川市、平内町、今別町、外ヶ浜町、蓬田村、鱒ヶ沢町、深浦町、西目屋村、藤崎町、大鰐町、田舎館村、板柳町、鶴田町、中泊町、野辺地町、七戸町、六戸町、横浜町、東北町、おいらせ町、六ヶ所村、大間町、東通村、風間浦村、佐井村、三戸町、五戸町、田子町、南部町、階上町、新郷村	十 市町村税等の滞納整理に関する次の事務 イ 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第一条第一項第十四号に規定する地方団体の徴収金並びに国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第七十六条に規定する保険料及び第七十九条第三項に規定する延滞金につき、督促状で指定する期限内に納付又は納入しない者に対する滞納処分の実施に関する事務 ロ イの滞納処分に係る徴収金の当該市町村への還付に関する事務 ハ その他納税の普及徹底等に関する事務	青森市、弘前市、黒石市、五所川原市、三沢市、むつ市、つがる市、平川市、平内町、今別町、外ヶ浜町、蓬田村、鱒ヶ沢町、深浦町、西目屋村、藤崎町、大鰐町、田舎館村、板柳町、鶴田町、中泊町、野辺地町、七戸町、六戸町、横浜町、東北町、おいらせ町、六ヶ所村、大間町、東通村、風間浦村、佐井村、三戸町、五戸町、田子町、南部町、階上町、新郷村
略	略	略	略